

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項の規定に基づいて、令和2年7月21日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「5級」と認定とした部分について、3級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、請求人の左下肢機能障害は、3級に相当するとして、手帳の障害等級を3級へ変更することを求めている。

主治医の診断書が3級であったのに、手帳は5級となったが納得できない。

人工関節置換術の施行により、膝に起因する痛みは軽減されたとはいえ、従前同様に続いている。このため一下肢全体の機能としては、筋力も足りず、疼痛等も激しいため、患肢のみでは自身

の体を支え立位を保持することは不可能である。左膝自体の『動作・活動』については、「正座、あぐら、横ずわり」については曲げること自体出来ないので、全く不可能な状況である。また、座位状況からの立ち上がりについても椅子等に座っている状況からでも手すりや壁等の支えがないと立ち上がれない。駅等の階段等についても昇降する際、補装具は必要であり加えて手すり等の助けを借りて、休み休み行って初めてできるものである。

歩行能力に関しては、著しい疼痛なしに、補装具なしで1キロメートルを歩くことなど全く不可能である。痛みを伴いながら補装具なしに100メートルに満たない距離を休みながら歩行すること自体は可能ではあるが、これも置換を行っていない右足の機能によるからこそ可能であり、基本的には補装具なしに歩行すること自体困難である。

請求人の状況に鑑みれば、請求人の障害の程度は一下肢の機能障害の機能の全廃に当たる3級程度に相当し、膝関節機能障害も基準に照らしても少なくとも4級程度に相当するものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年1月22日	諮問
令和3年3月23日	審議（第53回第4部会）
令和3年4月26日	審議（第54回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された

内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 そこで、請求人が、身体障害者手帳交付等申請（届出）書（新規）に添付した、「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由）」（以下「本件診断書」という。）の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下 肢 機 能 障 害	
3 級	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4	一下肢の機能の著しい障害
	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
	2	一下肢の足関節の機能を全廃したもの

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙2のとおりである。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「左変形性膝関節症（疾病）」を原因とする「左膝機能障害」とされており（別紙1・I・①及び②）、総合所見においては「左膝は人工関節全置換術施行。将来再認定（不要）」とされている（別紙1・I・⑤）。関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）では、左膝関節に関節可動域の制限や筋力半減があるとされている（別紙1・III）が、その他の部位について記載はない。

したがって、請求人の身体障害については、機能障害が一脚全体にわたっているか少なくとも3大関節のうち2関節に障害

が及んでいる（別紙２・第３・３・(3)・ウ）とは認められないため、左下肢全体の機能障害ではなく、左膝関節の機能障害として認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、左膝関節の機能障害の程度について検討する。

請求人について、動作・活動の評価では、「二階まで階段を上って下りる」は△（半介助）とされているが、それ以外の動作・活動は全て○（自立）とされている。なお、「寝返りをする」については記載がない。（別紙１・Ⅱ・二）。

そして、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の欄（別紙１・Ⅲ）によれば、左膝関節について、関節可動域にやや制限が認められ、筋力テストでは△（筋力半減）とされており、筋力は一定程度残存していることが認められる。

そうすると、膝関節の機能障害に係る「全廃」（障害等級４級）とは、関節可動域１０度以下のもの又は徒手筋力テストで２以下のものをいうとされている（別紙２・第３・２・(2)・エ・(ア)）ことから、請求人の左膝関節の機能障害の程度は、そこまでに至っているとは認められず、障害等級５級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「左膝関節機能の著しい障害」（５級）として、障害等級５級と判断するのが相当である（別紙２・第３・２・(1)・エ・(イ)）。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は第３のことから、本件処分の違法、不当を主張し、手帳の障害等級を３級へ変更することを求めている。

しかし、前述１・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断

は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級5級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)